

ノート PC 貸与申請書

前橋工科大学 図書・情報センター長 殿

前橋工科大学における PC 必携制度で必須となるノート PC の購入が困難なため、貸与を申請します。

【ノート PC 貸与を希望する理由】

- ア 日本学生支援機構給付奨学金の奨学生採用候補者（第 I 区分）である
- イ 入学前 1 年以内に、主たる学費負担者が死亡し、又は主たる学費負担者若しくは本人が風水害等の災害（罹災証明書により証明されたもの）を受けた入学生
- ウ 入学前 1 年以内に、主たる学費負担者が次のいずれかに該当する入学生
 - (ア) 不慮の事故又は病気により長期療養中の場合
 - (イ) 勤務先の会社等が倒産し、又は失職（定年退職・任期満了に伴う退職を除く。）した場合
 - (ウ) 行方不明となった場合

申請日	令和 年 月 日	学籍番号	
学群			
氏名（ふりがな）	（ ）		
住所、連絡先 （学生本人）	〒 - 住所 電話番号		
氏名、住所、連絡先 （保証人）	氏名 印 続柄（ ） 〒 - 住所 電話番号		
貸与希望期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		

（大学使用欄）

【総務企画係】

申請書受領日	担当者印	貸与年月日	担当者印	返却年月日	担当者印

【財務係】

【学生支援係】

確認年月日	担当者印	確認年月日	担当者印

借用時記入欄

次の内容を遵守し、ノート PC を借用します。

○遵守事項

- 1 貸与期間は、1年間を限度とし、貸与理由がなくなった場合は、直ちに返却をしなければならない。
- 2 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機器について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事象が発生した場合は、生じた損害について、全ての責任を負うものとする。
- 3 被貸与者は、貸与機器についてハードウェアの一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアのインストールや、設定、セキュリティ対策の設定などは、この限りでない。
- 4 被貸与者は、貸与機器をいかなる形態であれ、他者の利用に供し、又は担保物件にしてはならない。
- 5 被貸与者は、貸与機器のソフトウェアをいかなる形態であれ、複製したものを販売し、貸与し、又は自己複製してはならない。
- 6 被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は、必要な OS のセキュリティ対策を実施し、ウイルス対策ソフトは絶えず必要な更新を行い、使用しなければならない。
- 7 被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
- 8 被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示のあるときは、その指示に従わなければならない。
- 9 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は、自己で賄わなければならない。
- 10 被貸与者は、返却をする場合は、必要なファイル等について自己の責任でバックアップを取らなければならない（貸与機器は、返却後速やかに初期化します。）。
- 11 被貸与者及び保証人は、上記に掲げる事項を遵守しなかったことにより生じた事案については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。

令和 年 月 日

学籍番号

被貸与者署名